

# 保健師からの

ちよつと

いはなし！



「皆野町民なら  
受けなきゃ損！」

ガン検診



2003年から2007年の死因統計によると、皆野町で65歳になる前に亡くなったかたの20%、女性においては40%が「ガン」で亡くなっています。

男性は標準化死亡比\*・0で、県内70市町村中2番目に死亡率が低いのに対し、女性は110・7と70市町村中ワースト

ト5位という結果でした。

部位別にみると、胃ガンは男女とも少なくなっています。が、欧米型の大腸ガンが増加傾向にあります。

ガンは体の中の細胞の遺伝子(DNA)に傷がついて起こる一種の老化です。私たちは誰もが「将来大きくなるガン」の種を体のどこかに持っています。ガン細胞は自分が成長するためにたくさんの栄養を必要とします。そのために正常な細胞から栄養を奪い取ります。さらに進行すると周りの臓器を圧迫し、その働きを阻害します。ガンも小さなうちには、周りの細胞とほとんど性質が変わりません。1つのガン細胞が1cmの大きさになるまでには15年以上かかると言われていています。しかし1cmのがんが2cmになるには2年

もかりません。1つの細胞から自覚症状が出るまでの時間より、人の命を奪うくらい大きくなるまでの時間はとても短いのです。

ガンは、遺伝より生活習慣の要素が大きい病気です。毎日多数のガン細胞が私たちの

体内では生まれていますが、私たちは免疫の力でガン細胞を退治しています。しかし、たまたま免疫が取りこぼした細胞が成長して「ガン」になることがあります。また、タバコも吸わずに酒も飲まず、食事はバランスよく、適度な運動を心がけていてもガンになる可能性をゼロにすることはできません。ですから「生活習慣の改善+ガン検診」が必要になります。

大腸ガン検診、子宮頸ガン検診、乳ガン検診は有効性が認められている検診です。しかも皆野町民ならば、自己負担なく無料で検診を受けることができます。あなたやあなたの家族の健康を守るためにこの機会にぜひガン検診を受けましょう。

検診を希望するかたは、左記へご連絡ください。

※埼玉県を基準の100としています。数値が100より大きいと死亡率が高い、100より小さいと死亡率が低いことを示します。

健康福祉課健康づくり担当

電話 62-11230  
内線 117-118

## 長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置が創設されました

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に伴い、一定の基準に適合する家屋については、新築後一定期間固定資産税が減額されます。

対象となる  
家屋の要件

- ①長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づき、行政庁の認定を受けて新築された住宅であること。
- ②平成21年6月4日から平成22年3月31日までの間に新築された住宅であること。
- ③居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下(一戸建以外の貸家住宅については、40㎡以上280㎡以下)であること。
- ④専用住宅や併用住宅であること。  
※併用住宅については、住居部分の割合が2分の1以上であること。

減額される

- |    |                                       |
|----|---------------------------------------|
| 範囲 | ①住宅の床面積が120㎡以下のものは、固定資産税額の2分の1        |
|    | ②住宅の床面積が120㎡を超えるものは、120㎡分の固定資産税額の2分の1 |
| 期間 | ①3階建以上の中高層耐火住宅・・・ 新築後7年度分             |
|    | ②上記以外の住宅・・・ 新築後5年度分                   |

申告方法 ▶ 新築した翌年の1月31日までに、下記書類を税務課へ申告してください。

- ▶ 長期優良住宅にかかる固定資産税の減額申告書
- ▶ 認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類 (認定通知書の写し)

問合せ 税務課課税担当 ☎62-1230 内線133・134